

総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成 24 年 12 月 21 日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

記

早期一部支払の実施について

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大 谷 禎 男

総括委員 鈴 木 五 十 三

総括委員 山 本 和 彦